

【論 文】

確定決算主義における損金経理要件の検討

成 宮 哲 也

1. はじめに

わが国の会計基準の IFRS とのコンバージェンスをめぐるには多くの問題があるが、その中で、法人税法との関係で大きな問題となるのが、法人税法が確定決算主義を採用していることである。すなわち、法人税の課税所得を計算する場合、会社法上確定した決算に基づき所得金額を計算するので、確定した決算で会計処理されていないものは認められないことになる。そのためわが国の会計基準の IFRS とのコンバージェンスにあたり、確定した決算において法人税法で必要とされる会計処理と企業会計で許される会計処理との間で齟齬が生じるのではないかということが問題となる。この問題は、例えば法人税法で損金算入が認められる減価償却資産の償却費が企業会計で認められる減価償却費を超える場合、減価償却資産の償却費を企業会計において、そのまま認めることができるのかということである。この場合は、特に中小企業では従来から、確定した決算においては法人税法の基準に従って減価償却を行ってきたので、齟齬は生じなかったが、法人税法の規定により企業会計が歪められることになるので、逆基準性の問題があったのである。しかし、コンバージェンスにあたり、法人税法の規定に従った会計処理が企業会計において認められるのがあらためて問題とされるのである。一方で、法人税法で損金算入が認められる減価償却資産の償却費が企業会計で認められる減価償却費を超えない場合、企業会計における減価償却費を確定した決算において会計処理すれば、企業会計においては問題は生じないが、法人税法において、確定した決算において損金経理が課せられている場合には、損金経理をした償却費しか損金として認められないことになる。そのため、法人税法の基準に従って減価償却を行うのが、特に中小企業の場合には、一般的であったが、このような対応がコンバージョンにあたり企業会計において認められのかが問題となるのである。このような問題が生じるのは、わが国の法人税法が確定決算主義を採用していることに原因があり、そのうちで特に損金経理要件が障碍となると指摘されるのである。

ところで、確定決算主義の見直しが指摘されるが、その内容は必ずしも明確とはいえない。すなわち、確定決算主義の内容としては、確定した決算に基づき申告すること（法人税法74条1項）、損金経理要件、公正処理基準に従って計算すること（法人税法22条4項）があげられているが、このうちコンバージェンスに際し、特に問題とされるのは、損金経理要件である。そこで、損金経理要件を廃止とした場合、それが直ちに確定決算主義を廃止を含む見直しを意味するのかが問題となる。損金経理要件を廃止するというのが、確定決算主義を廃止することを意味するとすれば、損金経理要件が確定決算主義においてどのように位置づけられているのかを再確認する必要がある。また、確定決算主義を廃止することの是非も検討する

必要がある。一方で、損金経理要件の廃止が確定決算主義を廃止することを意味しないとしても、これまで損金経理要件はいかなる理由で必要とされているかも明らかにする必要がある。

そこで本稿では、まず確定決算主義の意義を沿革を踏まえて検討したい。そのうえで、この検討を踏まえて損金経理が確定決算主義における位置づけ、いかなる理由で必要とされているのかについて検討したい。

2. 確定決算主義と意義および沿革

(1) 確定決算主義の意義

確定決算主義を定義した明文の規定はないが、会社法上確定した決算に基づき法人税法上の所得金額を計算することを意味し、会社法上の利益と法人税法上の所得金額の計算を関係づけるものである。しかし、その解釈は以下のように多様である。

まず、1996（平成8）年11月の税制調査会の「法人税課税小委員会報告」では、「確定決算主義」の内容として、a. 商法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること、b. 課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること、c. 別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」こと、を挙げている¹⁾。このように本報告では、3つの内容を指摘しているが、これらを区分しないで並列的に列挙している。本報告では別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」ことと述べているが、これは別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」（法人税法22条4項）ことがその内容となり、別段の定めがあれば、別段の定めに従うことになることを意味していると考えられる。そのような意味では、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」ことだけが、確定決算主義の内容を構成しているわけではない。しかし、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」こととして、確定決算主義の内容の一つとされている。

確定決算主義には会社法における確定した決算の数値を出発点として課税所得を計算し、税務申告がなされることを狭義の確定決算主義として、損金経理の要件、別段の定めが定めが存在しない場合には公正処理基準が、含まれるとする見解がある²⁾。この見解は、会社法における確定した決算の数値を出発点として課税所得を計算し、税務申告がなされることを、狭義の確定決算主義として、確定決算主義を区分して捉えているが、3つの内容については、上記の税制調査会の「法人税課税小委員会報告」と同様である。

確定決算主義の意義について形式的意義と実質的意義に区分し、形式的意義では、法人は各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算、すなわち「株主総会等で承認された」決算に基づき所得金額、税額等を記載した申告書を提出しなければならない

1) 税制調査会「法人課税小委員会報告」平成8年11月、第1章四・3（ア）。

2) 齋藤真哉「会計基準の国際化と税務会計 - 確定決算主義の再検討 -」『税務会計研究』第21号、第一法規、2010年、19頁。

い、と規定する法人税法74条1項をもとにして理解するのに対して、実質的意義では、確定した決算において採用した具体的な会計処理が、適正な会計基準にしたものであり、かつ、税法上も許容するものである限り、その計算を所得計算の上でみだりに変更してはならないことを意味し、損金経理を前提として確定決算上の会計処理と所得金額計算上の損金算入が有機的に結合していることと理解する見解がある³⁾。この見解は、確定決算主義の形式的意義を法人税法74条1項をもとにして理解するのに対して、実質的意義については損金経理を前提として、適正な会計基準に「税法上も許容するものである」との限定が加えられている。すなわち確定決算主義の実質的意義においては、公正処理基準および別段の定めを加えて理解することになる。

確定決算主義の定義について、広義説と狭義説の理解があるとしたうえで、広義説に関連する法人税法の規定として法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理要件があることを指摘し、広義説では損金経理要件のほかに公正処理基準を含み、課税所得は商法上の確定決算に基づいて算定されることを意味するのに対して、狭義説としての確定決算主義は損金経理等の一定の経理を要件とすることになるとする見解がある⁴⁾。この見解においても法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準が確定決算主義の内容であるとされるが、この見解での狭義というのが、確定決算主義のコア⁵⁾の部分という意味なら、損金経理は確定決算主義において重要ではあるが一つの内容であるとの位置づけではなく、不可欠なものになると思われる。

日本公認会計士協会の租税調査会研究報告書では、一般的に「確定決算主義」とは、①株主総会の承認等により確定した決算に基づき課税所得を計算し、確定申告を行うこと（形式的意義）と、②一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って課税所得を計算すること（実質的意義）の両者を意味して論じられることが多いと指摘したうえで、本研究報告では、これを並立ないしは対立構造として捉えず、両者を合わせたものとして捉えることとし⁶⁾、確定決算主義とは、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準で計算され、かつ株主総会の承認等を得て確定した決算の利益を基礎とし、法人税法の別段の定めによる一定の申告調整を行い、課税所得を計算することと捉える」⁷⁾と定義する。この報告書では、確定決算主義の定義に損金経理要件を明示した形式で示していない⁸⁾。このように損金経理要件は明示した形式では含んではいないが、「一定の申告調整」と述べられているので、それを損金経理であるとするれば、損金経理要件があることになるが、それは損金経理に限らず他の方法、例えば申告調整も含ん

3) 品川芳宣「確定決算基準の意義と今後の方向性」、『税務弘報』平成15年7月号、2003年、8頁以下参照。

4) 矢内一好「国際財務報告基準（IFRS）の導入と税制における課題－米国申告調整主義の検討－」、『税理』2009年11月号、91-92頁。なお、この論文において、矢内教授は法人税法74条1項は昭和22年申告納税制度導入時に旧法18条として創設されたこと、法人税法2条25号は昭和40年の法人税法の全文改正により規定されたこと、法人税法22条4項は昭和42年の税制改正により創設されたこと、を指摘されている。

5) 「コア」という用語は、ここではその制度にとって本質的なもので、それを喪失すれば、その制度そのものが存在しない、あるいは外形的には存在しているとしても変質して従来の制度とは別の存在になるものと理解することとする。

6) 日本公認会計士協会「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」（租税調査会研究報告20号）、2010年、3-4頁。

7) 同上報告書、6頁。

でいるのであれば、損金経理要件を求めているとは必ずしもいえないことになる。

また、わが国においては確定決算主義という語は広義と狭義の2つの意味に用いられている。整理して、「広義のそれは、確定した決算に基づいて課税所得算定を行うという課税所得算定方法を意味し、狭義のそれは、いわゆる内部取引等について所定の経理を確定した決算においてなした場合にのみ、それを課税所得算定上も認めるという損金経理等の申告調整方式の別名である」⁹⁾と述べたうえで、広義の確定決算主義は「法人税法22条4項で読み込めることを考えれば不必要の概念」¹⁰⁾であるし、狭義の確定決算主義は、「個別に規定されているのであるから、わざわざ74条1項を援用するまでもない」¹¹⁾との理由から、確定決算主義という語は、特に用いる必要性はないとの指摘もある¹²⁾。この見解では、課税所得算定方式として法人税法22条4項系統と法人税法74条1項系統の2つの系統があるとの指摘を否定して「法人税法は21条乃至65条においてただ一つの課税所得算定方法を定めている」¹³⁾との前提で、確定決算主義という用語を持ち出す必要はなく、法人税法22条4項で商法を基礎にすると考えることが、その背景にある。したがって、確定決算主義という用語のもとで統一的に何かが導かれるのではなく、課税所得算定方法については法人税法22条4項系統において、申告調整方式に関しては損金経理方式がその一つとして、別途検討されることになる。

以上のように、確定決算主義の解釈は多様であるが、若干の整理を行うこととする。多くの見解においては、法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準を確定決算主義の内容とするが、確定決算主義という用語を用いることへの疑問など、異論がないわけではない。また、法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準を確定決算主義の内容とする場合において、これの3つを並列的に列挙する見解と、区分して解釈しようとする見解がある。区分方法には、狭義と狭義以外あるいは広義、形式的意義・実質的意義、等がある。

広義(説)では概ね、損金経理要件、公正処理基準、および課税所得は会社法上の確定決算に基づいて算定されることと理解されるが、狭義(説)の理解においては、会社法における確定した決算の数値を出発点として課税所得を計算し、税務申告がなされることと理解する見解、法人税法74条1項で確定決算主義を理解する見解、損金経理要件をもって理解する見解もあるように、意味するところは多様で一義的ではない。また、形式的意義、実質的意義との区分については、形式的意義としては、法人税法74条1項をもとにして理解し、実質的意義では概ね法人税法22条4項と別段の定めをもって理解することになる。

このように確定決算主義の理解の仕方は多様である。後述するように確定決算主義を見直す

8) なお、この報告書(租税調査会研究報告20号)では、損金経理要件については「(3) 確定決算主義と損金経理要件」の見出しのもとで説明されている(同上報告書、8-13頁)。

9) 中里実「企業課税における課税所得算定の法的構造」(五・完)、法学協会雑誌、第100巻9号、1356頁。

10) 中里、同上論文、1556頁。

11) 中里、同上論文、1556頁。

12) 中里、同上論文、1556頁。

13) 中里、同上論文、1548頁。

べきである、具体的には損金経理要件を廃止すべきであるとした場合、確定決算主義の理解によって、その影響が異なることになる。例えば、狭義（説）というのが確定決算主義のコアであるとすれば、その中で損金経理要件を見直すというのは、確定決算主義を放棄することになると理解されるであろう。しかし、損金経理要件は確定決算主義の内容において重要なものであるとしても、確定決算主義のコアの部分でないとすれば、損金経理要件を廃止したとしても確定決算主義は維持されることになる。

（2）確定決算主義の整備の経緯と検討

前述したように確定決算主義の内容としては法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準があげられるが、以下でこれらの規定の整備の経緯を概観したい。

まず、1947（昭和22）年に法人税法は全文改正されたが、同法第18条で「納税義務がある法人は、第21條の規定に該当する場合を除くの外、各事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。」と規定された。この規定は、1965（昭和40）年の全文改正で、法人税法74条1項として引き継がれた。また、この全文改正において、損金経理を規定した法人税法2条25号の規定が創設された。さらに、法人税法22条4項は1967（昭和42）年の税制改正で創設されたものである。この規定は、法人税法の簡素化の一環として創設されたものである¹⁴⁾。

このように確定決算主義の意義あるいは内容とされていることが、一挙に導入されたものではなく、時間的な経過を経て、今日の姿になっているのである。今日確定決算主義と理解されるものが、法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準のすべてが揃っているものであると理解するとすれば、わが国において確定決算主義が完成するのは、1967（昭和42）年の税制改正以後ということになり、1967（昭和42）年の税制改正前は確定決算主義は導入されていなかったとの理解もできる。また、例えば確定決算主義のコアの部分は損金経理であるとするれば、確定決算主義の導入は1965（昭和40）年の法人税法の全文改正以後ということになり、やはりそれ以前は確定決算主義は導入されていなかったとの解釈もできる。

そこで、まず1965（昭和40）年の法人税法の全文改正において確定決算主義が、如何に理解されていたのかについて検討することにする。当時の立法担当者は「税務は税務独自の損益計算という形ではっきり商法と別の形にするというやり方ももちろん考え得るところでございま

14) 金子宏教授は、「この規定は、昭和42年に、法人税法の簡素化の一環として設けられたもので、法人所得の計算が原則として企業利益の算定の技術である企業会計に準拠して行われるべきこと（「企業会計準拠主義」）を意味している。」（金子宏『租税法』（第14版）、弘文堂、2009年、658頁）と述べられている。また、武田昌輔教授も「このように企業会計の基準に従って解釈するという意味において、つまりその解釈については企業会計に移譲することを明らかにしたという意味において、税務の簡素化を目的としたものである。」（武田昌輔「第5章 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準 - 法人税法22条を中心として -」（『武田昌輔税務会計論文集』、森山書店、2001年、107頁（初出・判例時報986号、1981年））と述べられている。

すけれど、現状のもとにおきましては、やはり、企業の確定した決算によって課税所得を導くことの方が、ベターであるというように考えられますので、やはり確定決算を一応の拠り所にいたしまして、今度の全文改正におきましても、損金経理という言葉を用いております。損金経理と申しますのは、その法人の確定した決算において、費用または損失として経理することをいうように、はっきり確定決算主義をとったというところが、一つの特徴であろうと思います。・・・差し当たりの問題としては、従来から確定した決算による場合とよらない場合とが不明確の形でございましたのをいわゆる内部取引につきましては、確定した決算によるといったことを明確にいたしましたわけです。」¹⁵⁾と述べている。つまり、1965（昭和40）年の全文改正の際に損金経理要件が導入されたのであるが、それを待たずに既に確定決算主義は導入されていて、損金経理要件は内部取引について確定した決算によることを明確にしたというのである。

この立法担当者の発言では、内部取引について、確定した決算によるといったことを明確したとの指摘があるが、そうすると内部取引以外の取引と確定決算主義との関係をどのように理解しているのも問題となるが、武田昌輔教授は「確定決算主義の対象となるものは、きわめて限定されているということである。つまり、通常の客観的証拠のある取引、すなわち売上高等の収益の計上、あるいは、給料等の費用には、確定決算主義の適用はない。これらは、客観的な事実であって、それが誤っている場合には、本来確定決算において修正されなければならない事項だからである。」¹⁶⁾と述べられ、通常の客観的証拠のある取引、つまり内部取引以外の取引は確定決算主義の適用がないと指摘される。そのうえで、確定決算主義の意図を「いわゆる内部取引とされる減価償却費、各種引当金、準備金の繰入額、評価損益の計上等は、企業における意思決定が確定決算において表示されるという意味において、その企業の意思に依存する」¹⁷⁾ことにあると指摘される。これらの見解で共通しているのは、内部取引以外の取引については、確定決算主義との関係では問題とならず、問題となるのは内部取引であり、内部取引が対象とされる確定決算主義は1965（昭和40）年の損金経理要件の導入以前から、導入されていたということである。

それでは、損金経理要件が導入される以前における内部取引の取り扱いについてであるが、財務諸表に表示することを要件とすることでそれを明確化し、損金算入を認めるという規定があった。すなわち、損金経理が導入される前においても、無条件に内部取引にかかる費用の損金算入を認めていたわけではないのである。このような取り扱いは、確定決算主義の内容を法人税法74条1項で理解したうえで、それを担保するために表示を要件としていたと考えられていたが、ただし、このような取り扱いについて、商法上の表示が許されない場合の問題があり、税法上適当な規定ということができないとの指摘があったのである¹⁸⁾。

15) 「座談会－昭和40年度改正法－ 法人税法整備の問題点」（大蔵省主税局税制一課課長山下元利氏発言）、税経通信 Vol.20No.4、1965年、172-173頁。

16) 武田昌輔「確定計算主義の再検討－企業会計と課税所得との軌跡を踏まえて－」『武田昌輔税務会計論文集』森山書店、2001年、134頁。

17) 武田、同上論文、134頁。

このように1965（昭和40）年の法人税法の全文改正で損金経理要件が導入されたのであるが、それは内部取引について確定した決算によることを明確化したものと説明されている。この関係は、損金算入のために財務諸表への表示を求めていることと同様である。したがって、確定決算主義は既に導入されているとの理解のもとで、明確化というのは、損金経理要件が確定決算主義を担保していると意味していると考えることができる。そして損金経理要件は確定決算主義を担保する一つの方法にすぎず、例えば申告調整などの他の方法でも、内部取引を明確にできるのであれば、代替可能と考えることができる。この場合、確定決算主義の根拠となるのは、法人税法74条1項（および改正前は旧法人税法18条）ではないかと思われる。

ところで、課税所得計算の方式としては、法人税法22条4項系統と法人税法74条1項系統の2つの系統の区分があるとの指摘があるが¹⁹⁾、この場合の法人税法22条4項系統というのは法人税法22条4項のみを指すのではなく、法人税法21条から65条までの所得金額の計算の諸規定を指すと考えられる²⁰⁾。したがって、法人税法22条4項系統では「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」（法人税法22条4項）および別段の定めによって、課税所得計算を行うことになる。このことは、例えば1996（平成8）年11月の税制調査会の「法人税課税小委員会報告」に従えば確定決算主義の内容は法人税法22条4項のみではなく、別段の定めも含んでいると理解するとすれば、そのような理解のもとでは軌を一にしていると考えることができる。

前述したようにこの規定は1967（昭和42）年の税制改正で創設されたものである。そうすると法人税法22条4項系統は、それ以前に存在しなかったという点が問題となる。この問題は、法人税法22条4項を確認規定とみるのか、あるいは創設規定とみるか、という問題である。創設規定とみれば、法人税法22条4項の創設によって、企業会計、商法との関係を新たに構築することになり、この規定の創設は実質的な意義があることになるが、確認規定とみれば、従来の関係を確認したことになる。この問題については、確認規定と理解するのが支配的である²¹⁾。法人税法22条4項創設前は収益、費用・損失の用語の解釈については、通達に依拠する形で存在していたとの指摘があり、それを簡素化したのが法人税法22条4項の創設である²²⁾。法人税

18) 武田昌輔『新商法と税法－税務調整問題の研究－』税務研究会、1965年、12-13頁。

19) 忠佐市博士は、「法人税法上の二系列の主従各事業年度の所得の金額の計算について、法人税法には二つの方向の系列が現われている。(a) その一つは、課税標準と題しての法第22条から第65条までおよび関係法令の規定である。すなわち、各事業年度の収益の額から、その事業年度の原価、費用および損失の額を差し引いて計算する。法人税法上の本流の位置を占める考え方は、疑いもなくこの系列の方向でなければならない。(b) 他の一つは、法人の申告納税についての法第74条および施行規則別表四等の系列の規定である。それによれば確定決算にもとづいて作成された申告書により各事業年度の所得の金額等を申告すべきものとし、所得金額計算の明細書がその申告書の一部となるほか、貸借対照表、損益計算書ならびに損益金処分表、勘定科目内訳明細書等を添付すべきものとされる。特に所得金額計算明細書による法上の要求として、確定決算上の当期利益金に対する租税法令適用上の加算および減算の形式によるべきものとされている。この形式が法人税法上の計算の本流かといえば、法人税法上の各条項の構成上からは、そう考えるわけにはいかない。それは、aの本流に対する簡便法であり従系列にあるものと考えられなければならない」（忠佐市『税務会計法』（第5版）、税務経理協会、1976年、45頁）、と述べられている。

20) 中里、前掲論文、1548頁。

法22条4項系統と称しているが、このような理解のもとでは法人税法22条4項系統は少なくとも1967（昭和42）年の改正以前に遡って存在していたことになる。そうであれば、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」という規定が法人税法に創設されたのは、企業会計との関係を考えた場合、それ自体象徴的なことではあるが、実質的には課税所得計算においては、この規定の創設以前と変化はないことになる。したがって、法人税法22条4項をもって、確定決算主義の内容として位置づける必然性は必ずしもないことになる。

以上のように法人税法74条1項、損金経理要件、公正処理基準の整備の経緯を概観したが、前述したように立法担当者は、損金経理によって、「はっきり確定決算主義をとった」との発言から窺えるように、ここでは1965（昭和40）年の法人税法全文改正以前から確定決算主義は導入されていて、それを明確にしたのが損金経理であると理解されている。その場合は旧法人税法18条（1965年全文改正後の74条）によって確定決算主義が理解されていた。また法人税法22条4項を確認規定であると解するのであれば、やはり法人税法22条4項の創設により確定決算主義が導入された、あるいは完成したとは理解しがたい。そうであれば、規定の整備の経緯を踏まえた場合、旧法人税法18条（1965年全文改正後の74条）のみで確定決算主義と捉えることができるのではないであろうか。この場合、法人税法74条1項と損金経理要件および公正処理基準との関係をどのように理解するのが問題となる。ところで、前述したように確定決算主義の意義、内容の理解は多様であったが、そのうち狭義（説）の理解として、会社法における確定した決算の数値を出発点として課税所得を計算し、税務申告がなされることと理解する見解、法人税法74条1項で確定決算主義を理解する見解があったが、法人税法74条1項で区切ることで狭義としているのは、沿革的な理解に基づく区分であると理解することもできる。同様に、形式的意義としては、法人税法74条1項をもとにして理解する見解も、沿革的な理解に基づく区分であると考えることができる。もしそうであれば、確定決算主義のコアとしては、法人税法74条1項であると理解すれば、損金経理要件、公正処理基準はそれを支えるもの、担保するものとして理解することができるのではないかと思われる²³⁾。

21) 例えば、中里実教授は「商法32条2項制定以前においても、（私見のように、法人税の課税所得算定が商法に基づくことを認める以上）、法人税法の課税所得算定が商法を介して公正な会計慣行に依拠していたと解することは可能だったと考えられる。とすれば、商法32条2項の制定の前後を問わず、我が国法人税の課税所得算定は、会計慣行→商法→租税法という形にシエマ化するわけであるから、法人税法22条4項は、課税所得算定が終局的には会計実務に依存するという明文が法人税法上存在しなかったため、これを税制簡素化とのからみで確認的に定めた規定ということになるのである。」（中里、前掲論文、1565頁）と述べている。また、末永英男教授も「公正処理基準を規定した法人税法22条第4項は、法に明文のない場合に法解釈として当然のことを定めた『確認規定』であると解することができる」（末永英男「法人税法会計論」（第5版）中央経済社、2010年、35頁）と述べている。

22) 武田、注16) 論文、107頁。

23) もっとも確定決算主義の整備の経緯によってではなく、確定決算主義を実質的に支えるのものが何であるのかという観点で観察した場合は、確定決算主義のコアとして理解するものは異なるかもしれない。しかし、確定決算主義の導入時期が異なるなど、整合性がとれないのではないであろうか。

3. 確定決算主義の根拠について

前述したように確定決算主義の内容についての理解が多様であるが、その根拠あるいは支持される理由について検討したい。まず確定決算主義の論拠を便宜性に求める見解がある。すなわち、「商事財務諸表制度が社会的実在として存在する現状においては、主として、便宜上の見地から結合財務諸表が支持されることになる。確定決算主義も、結合財務諸表説が具現したものにほかならないが、その最大の論拠は便宜性に求められることになる」²⁴⁾と指摘する。申告調整主義との対比から、課税の安定性（大部分は、会社決算のとおりで修正されないという意味）、課税の便宜性（税法は最小限の課税所得計算規定を規定すればすむという意味）、税収の確保、をその長所としてあげる見解がある²⁵⁾。また、企業の計算の二度手間を省く、課税所得の不当な減少を防止する、課税当局にとってのモニタリングコストの軽減を、その長所としてあげる見解もある²⁶⁾。また、確定決算主義は納税申告コスト削減の面から支持されるとする見解がある²⁷⁾。

ところで、確定決算主義を採用する根拠のなかには説得力があるといえるものがむしろ少ないとの見解がある²⁸⁾。すなわち、確定決算主義の論拠として、少なくとも、株主総会の承認を得ることで課税所得計算の適法性が担保されるという意味での「申告の正当性」、申告調整が自由に許されると税務上節税のため最小限の所得を計算することも可能となるので「課税の安定性」のために必要なこと、商法上の利益と税法上の所得が一致することが常識的に望ましいこと、商法計算に依存することで、独自の体系として完結する必要がないことと納税者にとって課税所得計算が簡便となるという2つの内容としての「簡便性」について論じ、確定決算主義の論拠とならないとしている。確定決算主義の意義でも検討したように、広義の確定決算主義が確定した決算に基づいて課税所得算定を行うという課税所得算定方法を意味するのであれば法人税法22条4項に読みこめると考え、狭義の確定決算主義を損金経理等の申告調整方式の別名であり、税法上個別に規定されているのであるから74条1項を援用するまでもないとして「確定決算主義」という語は、特に用いる必要性はないとの指摘もある²⁹⁾。

以上のように、確定決算主義の論拠は乏しいとの見解も含めて、確定決算主義の論拠も多様である。確定決算主義の論拠が乏しいとの見解は、確定決算主義の意義、内容が多義的であり、確定決算主義という用語をもって根拠づける必要性に乏しい、個々の規定に基づいて根拠づけられれば、十分であるとの理解であろうが、確定決算主義という用語をもってわが国の法人税法の特徴として従来から論じられてきたし、また確定決算主義という用語を使わないとしても、企

24) 品川、注3) 論文、9頁以下参照。

25) 矢内、注4) 論文、92頁。

26) 弥永真生「会社法・会計基準・法人税法」『租税研究』2009・6、2009年、107頁。

27) 齋藤、注2) 論文、28頁。

28) 渡辺徹也「確定決算主義の再考」『蓮井由憲 今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』法律文化社、1994年 591-603頁。

29) 中里、前掲論文、1556頁。

業会計との関係など論じられる課題は変わらないので、確定決算主義という用語をもって検討する実益はあると思われる。

そこで、確定決算主義は、前述の所論において便宜性という観点で根拠づけられていると思われるが、それは納税者の便宜性と課税の便宜性に大別することができる。すなわち、確定決算主義が採用されていることにより、記帳のコストが重複しない、あるいは納税申告の複雑性が軽減されることによりコストが軽減されると理解すれば、納税者の便宜に寄与することになると考えられるし、一方で確定した決算に基づき課税所得を計算するので、税法においては最小限の規定を設ければよい、課税が安定する等は、課税の便宜性あるいは課税庁の便宜に寄与することになると考えられる。しかし、これは確定決算主義の論拠を考える場合、納税者と課税庁のいずれから観察するのかという視点の相違であって、両者は矛盾するものではない。ただ、確定決算主義を廃止するとした場合、これらはそれにより失われるメリットになるので、確定決算主義の維持あるいは廃止の論議の際に、スタンスの相違になるのではないか。すなわち、納税者にとっての便宜性が、IFRS とのコンバージェンスのためにむしろ重荷になるとすれば、廃止すべきとの方向性に結びつきやすいであろうし、IFRS の導入に際して確定決算主義の存在がストレスを生じさせるとしても、課税の便宜性を重視するとすれば、それを失うことには慎重であるであろう。

4. 損金経理の必要性についての検討

わが国の会計基準のIFRS とのコンバージェンスにあたり、確定決算主義、とりわけ損金経理要件の存在が障碍となっていて、その解決のためには、損金経理要件の廃止を含めた確定決算主義の見直しが必要であるとの指摘されている。しかし、確定決算主義の整備の経緯で検討したように、損金経理要件は、1965（昭和40）年の法人税法の全文改正で創設されたもので、それ以前はなかったのである。確定決算主義は多義的に理解されているが、損金経理要件は確定決算主義のコアであるとするれば、損金経理要件の廃止は確定決算主義を廃止することを意味することになるが、1965（昭和40）年の法人税法の全文改正前から確定決算主義が存在していると理解すれば、仮に損金経理要件を廃止したとしても、1965（昭和40）年の法人税法の全文改正の前の状態に戻るにすぎないことになる。ところが、わが国の会計基準のIFRS とのコンバージェンスにあたり、損金経理要件の存在が障碍となっていて、損金経理要件の廃止は確定決算主義の廃止を含めた根本的な見直しにつながるとも考えられている。そこで、このような状況を踏まえて、損金経理の必要性についてあらためて検討することとしたい。

確定決算主義において損金経理要件が必要とされてきた理由としては、特に内部取引につい

30) 例えば、「利益処分性を有する取引については、法人の意思が作用する主観的なものであるから、法人の意思を最終的に確認する手段としての損金経理（法法2二十五）を前提にして損金算入を認めることとし、それ以外の会計処理による場合には損金算入を認めないこととしている。」（品川芳宣「確定決算主義の危機と今後の方向性」『税務弘報』VOL.51 NO.7、2003年、8頁）と説明されている。

て企業の意思の確認に求める見解がある³⁰⁾。このような見解に対しては、企業の意思を確認する方法としては、損金経理だけではなく他の方法、例えば申告調整によることも考えられるとの指摘もある³¹⁾。この問題については、会社の意思の確認ということであれば、根拠としては十分でないとの指摘も説得力があるし³²⁾、また利益処分や申告調整でも代替可能かと思われる。実際、過去において利益処分が認められていたこともある³³⁾。しかし損金経理を行うことによってのみ得られる機能があるとすれば³⁴⁾、その機能と申告調整あるいはその他の方法で得られる利点との間でいずれの方法が適当であるのかを検討する必要があると思われる。

損金経理が費用または損失として「記帳すること」を意味するとすれば、損金経理要件がない場合では、記帳する必要がないことになる。帳簿の存在を前提とした場合、外部取引は客観的な事実に基づいて記帳されるであろうが、内部取引については、記帳されるとは限らない³⁵⁾。その場合の帳簿は網羅的ではないし、帳簿から誘導して作成される計算書類にも記載されない項目がでてくる。しかし、内部取引に損金経理要件が課せられると費用または損失として「記帳すること」になるので、損金経理が課せられている内部取引は帳簿に記帳されることになり、帳簿の記録が網羅的になる。さらに計算書類にも記載されることになる。このように取引が網羅的に記帳され、計算書類にも記載されることが損金経理の実質的な意味があると考えられる。なぜなら、帳簿の記録および計算書類の記載によって、内部取引を含めた取引が客観的に存在していることが検証可能となるからである。もちろん、申告調整を行った場合でも、申告書の記載によって、内部取引の存在を客観的に検証することはできるが、帳簿の記録されず、計算書類にも記載されないので、帳簿の記録からは検証できないのはもちろんであるが、それによって帳簿の記録が網羅的でなくなるので、帳簿の信頼性が低下することになる。逆に言うと、損金経理要件が課せられていることにより、帳簿への信頼性が担保されているということができる。さらに確定した決算という意味が、それ以後は当該会計期間の帳簿への記入を許さない

31) 日本租税研究協会・税務会計研究会「企業会計基準のコンバージェンスと法人税の対応」（税務会計研究会中間報告）、日本租税研究協会「企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税の対応」（税務会計研究会報告）所収、2010年、13頁。

32) 齋藤真哉教授は、「法人の意思は、税法の設定した限度額と比較した場合に、課税ベースが拡大するときのみ有効であり、課税ベースが縮小時きは無視されることになる。確定した決算という法的手続きの裏付けのある金額であったとしても、税法独自に定めた定めた損金算入限度額というフィルターを通過しなければ損金算入されない。したがって、法人の意思の尊重や確定した決算という法的手続きの裏付け等は、損金経理の要件を設ける根拠とはなり得ない。もしそれらを根拠とするならば、また確定した決算と課税所得金額とで同じ費用・損金の金額とすることを目指すのであれば、公正処理基準の適用でよいはずである。」（齋藤真哉「IFAS導入の確定決算主義への影響 - 損金経理の要件の廃止の必要性 -」『税経通信』2010.1、69頁）と指摘される。

33) 減価償却に関してであるが、「法人が利益の処分として固定資産の減価償却をなした場合においては、翌事業年度の期首において資産価額を減額したときは減価償却をなしたものと認め、資産価値を減額しないときは間接法により減価償却をなしたものとして取り扱うことになっている。」（明里長太郎『税務と会社経理』日本税経研究会、1950年、182頁）と説明されていた。

34) 例えば、帳簿との関係をあげることができると思われる。すなわち、損金経理であれば、帳簿に取引が網羅的に記載されることになる。

35) 所得税法ではあるが、減価償却資産の償却費の必要経費算入の要件として、損金経理のような経理処理は必要とされていないので、記帳していないとしても必要経費に算入される。

という意味であれば、損金経理要件を課すことにより、恣意的な変更を防止することにもなる。

以上のように、企業の意思の確認であれば、損金経理に限定する必要はないが、損金経理を帳簿への「記帳すること」に意義があると理解することにより、すべての取引と帳簿および計算書類が有機的にリンクすることになり、それによって帳簿の記録あるいは計算書類の記載により、取引が検証可能になり、その存否の信頼性が担保されることになる。この機能に損金経理を求める実質的な意義があるのではないであろうか。

5. おわりに

以上検討したように、確定決算主義の意義は多様であるが、確定決算主義の整備の経緯を踏まえた場合には、法人税法74条1項がコアになると思われる。そうすると損金経理の位置づけであるが、それは確定決算主義を担保する機能を果たしていると考えられる。担保する機能を果たすのは、損金経理に限定されず、例えば申告調整も確定決算主義を担保することができるであろうが、その中で損金経理が採用されているのは、損金経理を課すことにより帳簿に「記帳すること」により、内部取引も含めて帳簿にすべての取引が網羅的に記入されることになるので、帳簿の信頼性が高められることにある。

損金経理要件の廃止は、確定決算主義を廃止することにはならず、逆基準性の問題、IFRSとのコンバージェンスにかかる問題を解消するためには有効であるかもしれない。ただ、損金経理要件の創設の経緯の検討でも指摘したように損金経理要件の創設の前から、税法基準による金額しか損金算入を認めない制度が採用されていたことを想起すれば、損金経理要件を廃止するだけでは問題の解決にはならない。

また、損金経理要件を廃止し、申告調整で対応するとすれば、損金経理を行わないことから帳簿に記入されない取引が存在することになり、帳簿の記載が網羅的でなくなり、帳簿の信頼性が低下することになる。さらに、計算書類にはこれらの取引は反映されないことになるので、課税所得金額の計算においては損金の額に算入されているが、計算書類に表示されない事項が存在することになる。したがって、法人税の課税所得金額の計算にかかる事項を含めたものが、企業の財政状態、経営成績を表示していると考えたとすれば、計算書類では欠落している事項があるので、正確に表示していないことになるし、また、申告調整で損金算入できるのであれば、企業会計においては当然会計処理すべき内部取引であっても、敢えて会計処理しないで、計算書類に反映させないことも考えられる。これは、IFRSの対象となるような大企業では問題となることではないが、従来法人税法の基準で会計処理を行ってきた中小企業において大きな問題となる。この問題についての検討は、別の機会に行うこととするが、このような問題が生じるのは、損金経理が帳簿との関係において必要とされていることの証左でもある。

今後、損金経理要件を廃止とした場合、それは確定した決算とは無関係に損金算入を認めるという趣旨であるなら、帳簿との関係は切断されることになる。しかし、確定した決算に反映しなければならぬとすれば、一定の会計処理は必要とされることになるであろう。いず

れにしても、損金経理要件を維持すべきか否かについては、納税者あるいは課税庁のいずれの立場から観察するのかで利害は同じではないし、また納税者においても大企業であるのか、中小企業であるのかによっても、その関係は異なる。したがって、この問題の検討にあたっては、詳細な分析と今後の制度のあり方を明らかにする必要がある。